

環境モデル都市と法制度



- ・経緯と枠組み
- ・法制度の課題
- インセンティブのあり方
- 自治のあり方と多世代型のまちづくり



「環境モデル都市」経緯

- 平成20年1月18日第169回国会内閣施 政方針演説 福田康夫内閣総理大臣 (当時)
 - 現在わが国が直面している課題
 - ・経済力の維持・厳しい財政事情の下で社会保障制度をいかに維持するか・少子化問題・非正規雇用の拡大・地方経済低迷・科学技術の熾烈な国際競争・「地球環境や資源・エネルギー問題などにどのような処方せんで対応するのか」4

- 内閣の基本方針
 - 「我々の生活の将来を地球規模で確保するためにも、地球環境問題への真摯な取り組みが必要」
 - 国民本位の行財政への転換、社会 保障制度の確立と安全の確保、活力 ある経済社会の構築、平和協力国 家日本の実現、地球温暖化対策と経 済成長を同時に実現する「低炭素社 会への転換」

- 内閣官房地域活性化統合事務局
 - 平成20年4月、環境モデル都市の提 案を自治体から募集
 - 「都市と暮らしの発展プラン」(平成20 年1月29日地域活性化統合本部会合 了承)に位置づけられた温室効果ガ スの大幅な削減など低炭素社会の実 現に向け、高い目標を掲げて先駆的 な取組にチャレンジする都市を10か 所選び、環境モデル都市の創出に自 治体と連携して取組

募集の目的

- 地球温暖化問題への統合アプローチの提示
- 低炭素社会における都市・地域の活力の創出
 - 大都市レベル
 - 都市構造全体の視点からの交通システムの変革、エネルギー利用構造の変革、居住構造の変革、自然環境を活かした都市基盤づくりの推進、地方中心都市にあっては周辺郊外部と連携したコンパクトシティの実現、公共交通体系の整備の推進
 - 小規模市町村レベル
 - 豊かな自然環境活用の視点からの自然・ 再生エネルギーの活用、地域資源の活用 等の推進



法制度による政策実現

- 手法
 - -義務•責任
 - 違反に対して刑事罰
 - 違反に対して行政罰
 - ・違反に対して民事責任
 - -許認可、指導
 - -(放置•市場原理)
 - -反射的権利利益付与
 - -権利利益の具体的付与



責任

- 刑事責任
 - ー根拠は、か
 - -各行為に を満たする
- 民事責任
 - 不法行為よ
 - -過失責任q
 - -無過失責
- 行政法によ

シロかクロかの二択 厳格な運用が求めら れる 融通性がない

告致了尼尔圭任

融通性はある 「後追い」になりやす い

法制度の課題

- コンパクトシティ化
 - 住み替えの促進
 - 土地区画整理の応用
 - 土地区画整理法
 - 集団移転の応用
 - 防災集団移転促進事業、ダム建設:損失補償基準による集団移転、福岡県西方沖地震:玄海島復興

- 条例による税負担
 - 条例による財産権制限
 - 奈良県ため池条例事件(最大判昭 和38年6月26日)
 - 市外居住者への負担賦課
 - 空き地条例・雑草条例型、シャッター税
 - まちづくり訴訟
 - 「要綱行政」に限界

- 税制(財産権の制約・見直し)
 - 固定資産税
 - 長寿命→高価値→低税率
 - 減価償却
 - 長寿命固定資産の減価償却の世代間負担均等化
 - 相続税
- 住み替えへのインセンティブ



インセンティブとはなにか?

- 「インセンティブ」という用語の多用
 - -新インセンティブ契約制度(防衛省)
 - e-Taxインセンティブ(国税庁)
 - -レセプト電算処理システム導入のイン センティブに関する調査(厚生労働省)
 - -利益相反インセンティブの歪み証券化 プロセス(OTDモデル)(金融庁)
 - -00インセンティブ

- 一般的定量
 - 一刺激、誘目、加機
 - -目標達成のために、E供する報酬、賞、 その他の行為
 - -成績に応じて報酬等を支払う出来高

明確な定義がな

ー「インセンティブ」という文言を用いている。 るさ令台景法、法律、政人)の第

八幡東区住民における 住み替えインセンティブ意識

- ・ 平成18年度全国都市再生モデル調査 「長寿命ストック型市街地形成の事業化 調査」に関する意識調査のデータから
- ・八幡東区内事業所に勤務する住民を中心として実施、有効回答数101
 - 湯淺墾道「八幡周辺地区の住民の地域社会に対する意識」九州国際大学 『社会文化研究所紀要』61号(2007年 12月)13-26頁

経済力の状況

世帯収入	
300万以下	8
500万以下	15
800万以下	24
1000万以下	18
1500万以下	5
2000万以下	2
5000万以下	4

調查項目

- 一力所にできるだけ長く住むのがよい
- 自然の豊かな郊外に住むのがよい
- にぎやかな中心市街地に住むのがよい
- 整然と区画された町に住むのがよい
- マンションの低層階に住むのがよい
- マンションの高層階に住むのがよい
- 自分から進んでまちづくりに参加したい

- •とてもそう 思う
- •まあそう思 う
- •どちらともいえない
- あまりそう思わない
- •そう思わ ない

	一カ所にできるだけ長く住むのがよい	自然の豊かな郊外に住むのがよい	にぎやかな中心市街地に住むのがよい	整然と区画された町に住むのがよい	マンションの低層階に住むのがよい	マンションの高層階に住むのがよい
あまりそう思わない	12	7	46	23	39	44
そう思わない	1	2	8	4	18	14
どちらともいえない	20	24	36	37	28	26
まあそう思う	50	52	9	31	12	2
とてもそう思う	17	15	1	3	2	13
NA	1	1	1	3	2	2

- •「郊外志向」が強い(中心市街地志向は弱い→中心市街地再生の方向性に必ずしも一致しない)
- マンションに対する意識: 低層階は最も 否定的、高層階は評価二分
- ・定住意識の強さ
- ・自然との親和性の重視
- <u>住民の属性と意識との詳細なクロス分</u> 析が必要



団地・NTの失敗

- 都市の中の「限界集落」
 - -河北新報2009年2月12日記事
 - 仙台市で65歳以上の高齢者が50%を超 える限界集落と40%以上の予備軍は計 10地区、30%台は44地区
 - ・市企画市民局「開発から数十年が経過したニュータウンを中心に、世代の偏りが顕著になっている。高齢化で弱まりつつある地域の機能を下支えする対策が必要になっている」

ワンルームマンション規制

- 東京23区中、15区がワンルームマンション規制(2008年現在)
- 規制の背景
 - -地域に住んでいる住民のまちづくりの担い 手としての役割 → 単身者はそうした活動に参加しない傾向
 - -地域の人口構成がいびつに
- ストック型街区にも世帯人口構造の均質化を 防ぐ方策が必要

自治基本条例

- 地縁的団体(地方自治法260条の2)に よる自治限界
 - -高齡化、町内会解散(尾倉)
- •「協働」「共働」
 - -財政危機を背景とした自治体サービ スの水準切り下げ
- 住民自治を促し、まちづくりへの参画を 責務化

自治基本条例(152条例)主成分分析

湯淺墾道「自治基本条例の構造と動態」九州国際大学法学論集第15巻2号

	第1成分	第2成分	第3成分	第4成分
総則性	0.85	0.1	-0.05	0.13
自治	0.67	0.16	0.18	0.01
行政運営規定度	0.56	0.24	0.44	0.26
個人情報保護	0.43	0.34	0.45	0.18
参画	0.43	0.03	0.13	0.36
議会に義務づけ	0.41	0.44	0.17	0.13
住民投票請求・発議規定有り	0.05	0.78	-0.16	-0.13
住民投票規定有り	0.29	0.74	0.08	
市民定義あり	-0.07	0.61	-0.02	
開かれた議会	0.19	0.55	0.08	0.14
見直し規定	-0.12	0.44	0.07	0.42
前文です・ます調	0.1	0.43	0.2	0.32
市民の参加・参画責務	0.27	0.16	0.69	-0.37
まちづくり対象	-0.1	-0.28	0.66	0.13
コミュニティ	0.16	0.15	0.49	0.36
まちづくり	-0.05	-0.47	0.43	0.38
具体的施策設定	0.03	0.07	-0.05	0.63
人権尊重	0.35	-0.12	0.21	0.43
市民の参加・参画義務	0.19	-0.21	-0.17	0.42
市民の努力規定	0.04	0.06	0.09	0.4
県政、市町村政対象	0.24	0.1	-0.14	0.38

直接民主 主義的自 治志向の 成分